

第三十八回 参議院大蔵委員会会議録第二十八号

昭和三十六年五月三十日(火曜日)

午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 幡治君

委員

青木 一男君
大谷 賢雄君
岡崎 真一君
梶原 茂嘉君
塙見 俊二君
西川甚五郎君
林屋龜次郎君
堀 未治君
山本 米治君
大矢 正君
木村祐八郎君
戸田 武君
永末 英一君
原島 宏治君
須藤 五郎君

○大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会を開きます。

○成瀬幡治君 最初に、私の方が勉強不足でございまして、実は「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、」こういふことがございますが、この「三条の規定」といふのは、内容はどういうふうになつておりますか。

○成瀬幡治君 最初に、私の方が勉強不足でございまして、実は「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、」こういふことがございますが、この「三条の規定」といふのは、内容はどういう

○委員長(大竹平八郎君) なお申し上げますが、たゞいま政府側よりの出席者は西原理財局長、鶴徳総務課長、堀込地方資金課長、通産省より藤岡工業用水課長、運輸省より宮崎港湾局計画事務局側

○政府委員(西原直康君) 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の第三条でございますが、これは「政

府又は地方公共団体は、会社その他の

法人の債務については、保証契約をすることができない。但し大蔵大臣の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。」、こういう規定でございます。

○成瀬幡治君 今までこういふように外債を借りました例というものは、何か関東大震災のときに東京都があるようになりますが、その辺はどうなつておりますか。

○成瀬幡治君 今までこういふように外債を借りました例というものは、何か関東大震災のときに東京都があるようになりますが、その辺はどうなつておりますか。

○成瀬幡治君 提案理由によりますと、七百七十億のうち関係地方公共団

法人の債務について保証契約をすることができない。但し大蔵大臣の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。」、こういふ規定でございます。

○成瀬幡治君 今までこういふように外債を借りました例というものは、何か関東大震災のときに東京都があるようになりますが、その辺はどうなつておりますか。

○成瀬幡治君 提案理由によりますと、七百七十億に及ぶ計画でござります。非常に大きな金額でござります。

○政府委員(西原直康君) その通りでございます。

○成瀬幡治君 政府の予算の説明の9ページなんですが、この中に「地方債」というのがござりますが、この中にこれは含まれておるとするならば、どこに含まれておるのか。

○成瀬幡治君 この中に入ってお話をしたところにはこれは含んでおりませんのでござります。その後に起きましたことでござりますのよう、関東大震災のときと、戦前におきました外債を発行しました最初は明治三十一年、これは神戸市の英貨債でございまして、二万五千ポンド、その次昭和二年に東京市の米貨債、これが二千万ドル発行いたしました。この間、東京市で五回、横浜で六回、大阪、京都市でそれぞれ二回、名古屋、神戸市一回、計十七回、明治三十二年から昭和二年まで十七回に及んでおります。これを起債地別に見ますと、英

○政府委員(西原直康君) これは発行総額が一千九百万ポンド、フランスが三回、これは発行総額

九百億を本年度外債にとる、こういう定でござります。

○成瀬幡治君 提案理由によりますと、七百七十億のうち関係地方公共団

1

関係がございましたので、予算規則でなくして、この法律の附則で三十六年度における保証の限度をおきめ願ふようならうにお願いしたわけでございます。そういう事情でございますので、何とぞ一つ御了承願いたいと思います。

いましてそういう関係から申しますと、二千億プラス九十億、二千九百億ざいます。

四庫全書

○成瀬暢治君 そうしますと、何か総事業費が一千百四十億、そのうち起債対象額は七百七十億円で、その七百七十億のうち三百六十億を外債でやるのだと。そうしますと、ここに約四百十

度かりに九十億の外債があつても、お地方債といらものはついているやぢやないかと。そうでないと、大阪ちよつと事業がやつていけぬぢやなかといふに思うのですが、ここと

し
の
は
は
い
じやないか。あるいは政府はこういふものに対して相当思い切って認めて、こうとする方針なのが、その辺のことわらはどうなつておりましようか。

○成瀬福治君 そうしますと、地方債の資金計画の中に入つておらぬことすと、おのずからこれだけふえることになると思うんです。そういうふうに了承していいのか、いや、総額はある程度きまつているのだ、従つてその中から若干落とされていくというふうなのか、あるいはまた大阪に私はこの計画書を作られたときにはある数字を予定してお見えになると思ひます。そし
うしますと、大阪にはそれだけのものが、最初の計画を立てられたものがいくのか、九十億来るからというので減らして、それを他に回そうとしておられるのか、その辺のところを御答弁願いたいと思います。

はまだ配分をきめてないのだからどうなるかわからないというようなことなのか。ある程度の私たちは計画を立ててお見えになると思います。従つて、大阪は、あるいは大阪市はどういうふうになるのか。

○政府委員(西原直康君) 大阪府とかも市では、それぞれまた別の事業につきましての超過の必要とかあるいは計画がござります。で、そういうものとは関係なしに、この大阪港と堺港についての事業費の一部に充てるという意味でこの外債が計上されておりますから、これによつてその他の計画のため

億というものはどうしても地方債で
かなわなくちやならぬということです。そうすると、今年度外債のほかに、
大阪港並びに堺港に対する起債はどの
くらいあるのか。

○政府委員(西原直麿君) 大阪港、堺
港の事業計画といったしましては、起債
対象の計画、つまり三十六年度といた
しましては九十億円の外債で調達しよ
うというこの起債対象の計画は、事業
費として総額七百七十億でございま
す。この七百七十億のうち、まあ全事業
といつしましては約三百六十億を起債
でまかない、その他は一般の収入とか
あるいは付帯付属のいろいろな収入で
まがなおうということになつております

○政府委員(西原直康君) 大阪、辨論
の総合整備計画といたしましては、人体の事業は千百四十億でござります。これが二つに分かれまして、たゞ御説明申し上げております起債対象の計画、この分が七百七十億、それ以外に現在も実施されておりますが、別途の地方債計画というのをございまして、この費用が三百六十九億、合計いたしまして千百四十億になるわけでございます。この七百七十億の起債対象の計画の事業につきましては、約三百十億を外債をもつてまかないたいとして、この計画になつておりますが、もう一つはならない、しかし来年はつけるところ、また話は別になつてきます。

及び埠港以外につきましては、あるいは各都道府県等で相当大きな事業をいたします場合に、外債を募集したいといふ御希望のところもあるかと存じます。ただ、ただいままでのところ、私ども直接にまだこういう起債をしたいとかなんとかいろいろなふうに、そういう御交渉と申しますか、お話を承つております。具体的にそろいお話を出て参りましたときに、それぞれの場合について考えなきやならないと思います。そういうときには政府保証をするべきかどうか、その個々のケースにつきまして判断すべきだというふうに思っております。

○政府委員(西原直慶君)　地方債計画
といったましては、総額大体二千億と
いうのを三十六年度として計画してい
るわけでござります。ただいま申し上
げましたように、この大阪港及び堺港
につきましての事業費の一部を調達す
るための起債計画といふものは、その
後に大体めどがついて参りました。こ
れは全部外債によつて調達しよう、そ
ういうような関係がござりますので、
地方債計画として計上しております二
千億といふものに手を触れない。従い
まして、この外債で調達できますよう
になりますれば、この資金だけはワク
外と申しますか、プラス・アルファと
いうことになるわけでございます。從

○成瀬権治君
ですが、そうする
てられたるときには、
いなかつたのだと
債でまかならうの
を承していいわ
○政府委員(西田)
の二千億円と
すときには、こ
ております大坂
資のための起債
には計画してお
まして、これは

うものに変更はないの
こまかいことのようで
と、この起債計画を立
て、大阪港あるいは堺港
といふものは予定して
、それはあくまでも外
だと、こういふうちに
けですね。

ます。この三百六十億のうちの三十六年度分が九十億でござります。従いまして、この起債の関係では、七百七十億分の起債の関係では、この外債外には起債の計画はございません。あとは一般の収入とかその他の収入でまかなう。つまり、国内で地方債を起債しまして、それで調達するという計画はないわけでございます。

○成瀬勝治君　どうも私は、まあ大阪の実情がよくわかりませんが、普通常識的に考えれば、少なくとも千百四十億要るわけです。従つて、そのうち七百七十億は起債対象事業であつて、その差額が一般の経費から投入されてくるものであつて、七百七十億は外債を

の三百六十九億、約三百三十億の別途
に実施いたしております事業計画にな
っては、それぞれまた、今のお話のよ
うに、別に国内での起債の分も幾らか
あるわけござります。そういう計画
にはなっております。七百七十億の分
につきましては、外債でそのうち三百
五十八億でござりますか、これを外債
でもつてまかないと、という計算にな
なつておるわけであります。

○成瀬幡治君　まあ事のは是非は別とし
て、私は、大阪港あるいは堺港がこく
いうことをやらなければ、また各地にこ
ういうことが起こつてくるのではないか
かといふことが一応予想されると思ひ
のです。あるいは、もうすでにこうい
うのです。

する。まああたりまえのことと思うのですが、普通何とかあなたの方にやるわけにはいかぬだろと思います。その前に一つ、大体この外債はどうのくらいの金利になるかですね、この金利の方を承って、そうして——私は安いと思うのですよ。安ければ安い方を取った方が得じやないか。しかも、それを政府が保証してくれるなら、連帯責任でいくよりかなお簡単に政府がやってくれるならありがたいということがだからといって、各自治体がどんどん出してきたり、なかなか大きな問題にもなつてくるのじやないかといふうにも思うわけです。ですから、そ

○政府委員(西原直健君) 地方債計画の二千億円といふものを計画いたしましたときには、このたゞいま議題となつております大阪港及び堺港のとの事業費のための起債といふものは、その中には計画しておりませんでした。従いまして、これは別のものでございま

○成瀬啓治君　どうも私は、まあ大阪の実情がよくわかりませんが、普通常識的に考えれば、少なくとも千百四十億要るわけです。従つて、そのうち七百七十億は起債対象事業であつて、その差額が一般の経費から投入されてくるものであつて、七百七十億は外債を

なつておるわけであります。
○成瀬幡治君　まあ事のは是非は別として、私は、大阪港あるいは堺港がこゝへいふことをやられば、また各地にこゝへいふことが起こつてくるのではないかといふことが一応予想されると思うのです。あるいは、もうすでにこういふのです。

それを政府が保証してくれるなら、連帯責任でいくよりかなお簡単に政府がやってくれるならありがたいというふうだからといって、各自治体がどんどん出してきたり、なかなか大きな問題にもなってくるのじやないかといふうにも思うわけです。ですから、そろ

いうような点で、出でなければケースによって処理していくのだとお話しもわからぬことはないわけですが、しかし、そら大阪も、名古屋もやるわ、東京もやるわ、北九州もやつて、太平洋ベルト地帯が全部かかるといふようなことになれば、なかなか容易な問題でもないと思います。ですから、その辺については私はある程度のめどというものがおのずからあると思うのですが、その点が乗りたかつたら最初に申したのですが、金利の問題とあわせて、その辺のところを一つお答え願います。

○政府委員(西原國廉君) この大阪港及び堺港の事業費の一部に充當いたします外債が、マルク債を予定されていますでございますが、どのくらいの金利になるか、これは具体的に発行になりますときのドイツにおける金融市場によってきまるわけでござりますので、幾らになるかということは、ちょっとと判断しかねるわけであります。が、ドイツの金融市場の金利の情勢と申しますか、そういうものはいろいろ変化がございます。一九五九年ごろには五分七、八厘あるいは九厘、あるいはもう少し下ぐらいに下がりました。昨年の末ごろには六分二、三厘を回っているというような状況でございます。これはドイツにおけるドイツの内国債の金利でございます。これが外國債の場合に、一体どういう工合に当たはまるかどうか。ドイツいたしましても、こういうような外國債を扱うことはむしろ初めての例になるのじゃないかと思いますので、そういうような意味で、今後具体的に、ドイツにおける金融情勢によって、発行が具体化さ

れることだ。どういう金利になるか、そのとききまるることでございますが、過去のドイツにおける金利の、ドイツの内国債の金利の情勢はそういうことでございます。

それから、いろいろな地方公共団体でも、割合に安く、そうして相当多額に資金が調達できるということになれば、あるいはいろいろ希望が出て参るのではなかろうかと思います。先日も、あるいは東京都の方でもそういうような御希望があるようならうとも、新聞などでも拝見いたしております。そういうようなものがあるかと思いますが、しかし、これもやはりなかなか相手のあることでございまして、こちらが希望いたしましても、それだけの額がそう簡単に必ずしも調達できるとは限りません。また、相手方といたましても、政府保証があれば、それは安心だということかと思ひますけれども、発行するものの財政状況とかいろいろなものが、やはり向こうとしても、いろいろ検討と申しますか、気にかけるわけでございます。そういうふうな点から、やはりこちらの事情、それから向こうの事情その他がございまして、そう簡単に発行できるということでもないのじやなかろうか。いろいろ希望はあるだろうと思いますけれども、そういうことで、先ほど申し上げましたように、個々の具体的な話につきましてやはり検討させていただくのが、一番いいのじやなかろうかというふうに考へておるわけであります。

は安いわけです。ですから、むやみやたらに市町村まで——町村までいくとは思いませんけれども、少なくとも府と名のつくところ、あるいは六大市のようなどころは、やつてもいいじゃないかという希望が起きてくるだらうと思う。空気が出てくるだらうと思う。地方議会からいっても、安い金利で借りるなら非常に得だから、いうよろなことで、起きてくると思うのです。それから、資金の需要から見ましても、最近工場誘致の問題、あるいは土地造成等の問題がござります。東京都でいえば、オリンピックというようなものを開いていくと、相当な私は資金量がいろいろなことに要るだらうと思うのです。従つて、ある程度のことは、なるほど外債を募集するということになれば、外地の金融の情勢もあるだらう。しかし今までもそうですが、ホット・マネーが日本に相当流れ込んでいると、いう情勢のことはわかつておることですから、私は募集を本気にやるならば、ある程度出てくる可能性の方が強いと思うのです。しかも、政府が保証するということですから、いや、それはケース・バイ・ケースでやるのだといふような——そういうものが何かそこには緊急的なものがあつて、こうこうするときには許してもいいのだ。こういうときは一つ認めていくのだといふような何か基準というものが、あなたの方になければならぬはずだと思うのです。いや、それはケース・バイ・ケー・スだとおっしゃれば、それまでですけれども、相当私は、地方では、これが国会を通りまして、大阪にこういう金が入ったとすれば、地方自治体也非常に関心を持つと思いますから、もう少

そういう基準というものがあるなら、私は明確に置いていただきたい方が、地方自治体に對して親切だと思うのです。重ねてこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(西原直廉君) 先ほど申し上げましたドイツの金利の状況は、これは応募者の利回りになるわけですが、いますので、発行者といたしましては、やはりそれ以外に相当程度の発行費用が上に乗るわけでございます。

それから、外債の発行につきましての、何と申しますか、基準と申しますか、政府保証を行なう場合とかなんとかの場合の基準はどうかという点でござりますけれども、まあ今後非常に起つてくるということになりますと、明確にそういう基準をいたさなければならぬと思いますが、大体今まで考えておりますものは、発行の目的であります事業が、やはり何と申しますか、時宜を得た適切なものであるのかどうかというようなことが、やはり一つの問題として考えなければならぬというふうに思つております。それから、第二に、政府の方で元利保証いたしましたことが、その外債の消化の促進とか、あるいは発行条件をより有利にするということに役に立つかどうかということ、判断の一つの材料じゃなかろうかと思うのであります。

第三には、やはり外債を発行いたしました場合でも、ある程度、今のお話のように、合理的な条件とすることが必要じゃなかろうかと思う。ホット・マネー的なもので入って参りますものは、割合に短期でございます。外債で十五年とか十年といふように必ずしも限定すべきじゃないと思いますけれど

も、ある程度その資金の使途から見まして合理的な条件のものじゃないと、やはり工合が悪いのじゃなかろうか。そういうふうなことが、今後具体的に外債を発行したいといふ希望が出て参りましたときに、私どもとしてどう判断すべきかということについての一つの基準にならうかといふふうに思つておるのであります。

○成瀬暢治君 私は、政府は一つの所得倍増計画、いろいろな問題に基づくところの財政投融資計画はあると思うのです。で、今年度は九十億ですが、これは来年どのくらいになるのか、あるいは再来年どのくらいになるのかといふことについて、一つ御説明願わなければならぬと思うのです。従つて、そういう公共投資的なものに対して大体投融資規模を、外債まで含めてどのくらいまで押えていくかというふうなめどがあると思うのです。そういうのと関連して、それじゃ外債をどのくらいの総額に押えていかなければならぬか、国内でどのくらいだ、そうすると外債はこのくらいの規模になるのじゃないかといふような角度から、一つ御答弁を願えたら、およそ中身がわかってくるのじゃないか。これじゃ、どうなるのか、さっぱりわからぬのですよ。次にたとえば名古屋が出す。大阪が出した。みんな許可されるのか、どういうふうになるのか、さっぱり見当がつきませんから、それじゃ一つ、財政投融資と申しますか、所得倍増計画に基づいて、公共投資がどのくらいの規模になつたら大体いいかというふうなめどが、もしあるとしたら、この問題について一つ御答弁願いたいと思うのです。

話は非常に前後して悪いわけですけれども、来年大阪はどうか、何ヵ年に大体償還していく方針なのですか。

○政府委員(西原直康君) 話のようないろいろな公営企業的なものとかいろいろな港湾の整備とかなんとかにつきまして、相当長期にわたる事業でございます。所得倍増計画その他から見ましても、ある程度の計画的なものを持たなければならぬといふには考へておるわけでございます。そういうよりないいろいいろな点から、三十六年度の財政投融資計画を見ました場合に、特に下水だと、水道だと、いろいろなことを考えます場合にも、ある程度これで、そういう人口の増とか、あるいは一応考えられている下水の整備とか、水道の整備とか、そういうようなものができるかどうかといふかといふこと、いろいろ研究し、またそういうことを一つの判断の基準にもしたわけでございます。しかし、やはり他面、それぞれの年度の計画になりますと、どの程度資金が一体調達できるのかどうか、全体の、郵便貯金その他の資金は一体どの程度財政計画の中に入れられるかどうかといふ点から、全体をやはり判断しなければならないと思います。これは各年度のいろいろな情勢によって、やはり変わることになります。それからまた、今のお話のように、外債とかなんとかで外貨をその資金調達の中に入れるということもやはり考えられるとしてございますけれども、これも外国の市場において一体どの程度引き受けんらえるかどうかということがはつきりいたしませんと、ただ計画だけいたしまして、それが実行できないとい

うことになつても、まことに相済まぬといふやうな感じもいたします。そうならないということから、ある程度全体の事業としてこうやうことをやらなければなりませんと、いうふうに実行していくかどうか、またいかがどうか考えなければならぬ。両方考え方合わせまして、大体の財政投融資計画と申しますが、そういうものを今まで組んで参ります、といいますか、計画を作つております。

そういうやうなことから、三十七年度は一体どういうことになるかといふことになりますと、やはり三十七年度の資金が一体どの程度調達できるかなどつかつかないと思ひます。やはりこれでは大体の三十六年度の実績が出、経済情勢といふやうなことも大体わかつて参りまして、そして見ていくといふことにならざるを得ないといふふうに思ひます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起こすときには、地方自治体が連帶してこれをやると思ひますが、今度は政府だけが保証するわけですが、政府がこうやうものに対しても何か担保をとるとか、そんなこともないだらうと思いますが、ただ政府が保証する、国会の議決を経て保証すると、これで片づくわけですか。

○政府委員(西原直康君) 地方公共団体の、この大阪市が発行いたします本件につきましては、政府が保証いたしまして、担保とか何か特にとるようなことはない、ただ保証するというだけ申しあげましたよな程度のことと、大体発行条件がきまる。問題は、一体金利がどうなるかといふこと、これは一つの問題でございます。それから年限がどうであるとか、償還額くらいそれ必要かといふように思ひますから、少なくともその債務の基本的な条件ですね、発行条件——金利がどうであるとか、償還

考えております。三十九年、四十年に

なりますと、約半分ずつくらいの事業

に減るかといふように、今後の具体的な建設とかなんとかの進み方によると

思いますし、また今度の起債がうまく

なればそれを各年度どういうふうに実行し

ていけるかどうか、またいかがどうか

考へなければならぬ。両方考え方合わせまして、大体の財政投融資計画と申しますが、そういうものを今まで組んで参ります、といいますか、計画を作つております。

そういうやうなことになりますと、やはり年償還にしております。

○成瀬幡治君 これは何年償還にして

いるわけですか。これは発行手続など

はある程度話ができておると思います

が……。

○政府委員(西原直康君) 儿年限がどういうふうになるかどうかは、具体的には発行しますときのあれによってきまるわけでございますけれども、私どもの希望としては、大体十五年くらいといふやうなことを考へているわけでございます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起こすときには、地方自治体が連帶してこれをやると思ひますが、今度は政府だけが保証するわけですが、政府がこうやうものに対しても何か担保をとるとか、そんなこともないだらうと思いますが、ただ政府が保証する、

国会の議決を経て保証すると、これで片づくわけですか。

○政府委員(西原直康君) お話を点

で、ことしはなるほど九十億なんですか

が、三十七年度あるいは三十八年度は

どういうふうになるか。この三百六十億の中身をちょっとと……。

○政府委員(西原直康君) この大阪港及び埠港のこの事業に関する起債の計画は、三十六年度は九十億でございま

すが、三十七年、八年が大体それと同

年限がどうであるとか、そういう基

本的なことがきまつておらないと、

ちょっと保証の仕方がないじゃない

か。現実問題として、それがある程度の

う情勢になるわけでございます。そ

ういうふうなことで、そういう程度まで

具体化して参りましたので、この法案についての御審議をお願いした。こう

いう計画のようにしております。

一応そ

ういうことになりますと、やはり各年

度の資金が一体どういうふうに全体と

してまかなえるかどうかということを

考へなければならぬ。両方考え方合わせまして、大体の財政投融資計画と申

しますが、そういうものを今まで組んで参ります、といいますか、計画を作つております。

そういうやうなことになりますと、やはり年償還にしております。

○成瀬幡治君 これは何年償還にして

いるわけですか。これは発行手続など

はある程度話ができておると思ひます

が……。

○政府委員(西原直康君) 儿年限がどういうふうになるかどうかは、具体的には発行しますときのあれによってきまるわけでございますけれども、私どもの希望としては、大体十五年くらいといふやうなことを考へているわけでございます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起こすときには、地方自治体が連帶してこれをやると思ひますが、今度は政府だけが保証するわけですが、政府がこうやうものに対しても何か担保をとるとか、そんなこともないだらうと思いますが、ただ政府が保証する、

国会の議決を経て保証すると、これで片づくわけですか。

○政府委員(西原直康君) お話を点

で、ことしはなるほど九十億なんですか

が、三十七年度あるいは三十八年度は

どういうふうになるか。この三百六十億の中身をちょっとと……。

○政府委員(西原直康君) この大阪港及び埠港のこの事業に関する起債の計画は、三十六年度は九十億でございま

すが、三十七年、八年が大体それと同

年限がどうであるとか、そういう基

本的なことがきまつておらないと、

ちょっと保証の仕方がないじゃない

か。現実問題として、それがある程度の

う情勢になるわけでございます。そ

ういうふうなことで、そういう程度まで

具体化して参りましたので、この法案についての御審議をお願いした。こう

いう計画のようにしております。

一応そ

ういうことになりますと、やはり各年

度の資金が一体どういうふうに全体と

してまかなえるかどうかということを

考へなければならぬ。両方考え方合わせまして、大体の財政投融資計画と申

しますが、そういうものを今まで組んで参ります、といいますか、計画を作つております。

そういうやうなことになりますと、やはり年償還にしております。

○成瀬幡治君 これは何年償還にして

いるわけですか。これは発行手続など

はある程度話ができておると思ひます

が……。

○政府委員(西原直康君) 儿年限がどういうふうになるかどうかは、具体的には発行しますときのあれによってきまるわけでございますけれども、私どもの希望としては、大体十五年くらいといふやうなことを考へているわけでございます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起こすときには、地方自治体が連帶してこれをやると思ひますが、今度は政府だけが保証するわけですが、政府がこうやうものに対しても何か担保をとるとか、そんなこともないだらうと思いますが、ただ政府が保証する、

国会の議決を経て保証すると、これで片づくわけですか。

○政府委員(西原直康君) お話を点

で、ことしはなるほど九十億なんですか

が、三十七年度あるいは三十八年度は

どういうふうになるか。この三百六十億の中身をちょっとと……。

○政府委員(西原直康君) この大阪港及び埠港のこの事業に関する起債の計画は、三十六年度は九十億でございま

すが、三十七年、八年が大体それと同

年限がどうであるとか、そういう基

本的なことがきまつておらないと、

ちょっと保証の仕方がないじゃない

か。現実問題として、それがある程度の

う情勢になるわけでございます。そ

ういうふうなことで、そういう程度まで

具体化して参りましたので、この法案についての御審議をお願いした。こう

いう計画のようにしております。

一応そ

ういうことになりますと、やはり各年

度の資金が一体どういうふうに全体と

してまかなえるかどうかということを

考へなければならぬ。両方考え方合わせまして、大体の財政投融資計画と申

しますが、そういうものを今まで組んで参ります、といいますか、計画を作つております。

そういうやうなことになりますと、やはり年償還にしております。

○成瀬幡治君 これは何年償還にして

いるわけですか。これは発行手続など

はある程度話ができておると思ひます

が……。

○政府委員(西原直康君) 儿年限がどういうふうになるかどうかは、具体的には発行しますときのあれによってきまるわけでございますけれども、私どもの希望としては、大体十五年くらいといふやうなことを考へているわけでございます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起こすときには、地方自治体が連帶してこれをやると思ひますが、今度は政府だけが保証するわけですが、政府がこうやうものに対しても何か担保をとるとか、そんなこともないだらうと思いますが、ただ政府が保証する、

国会の議決を経て保証すると、これで片づくわけですか。

○政府委員(西原直康君) お話を点

で、ことしはなるほど九十億なんですか

が、三十七年度あるいは三十八年度は

どういうふうになるか。この三百六十億の中身をちょっとと……。

○政府委員(西原直康君) この大阪港及び埠港のこの事業に関する起債の計画は、三十六年度は九十億でございま

すが、三十七年、八年が大体それと同

年限がどうであるとか、そういう基

本的なことがきまつておらないと、

ちょっと保証の仕方がないじゃない

か。現実問題として、それがある程度の

う情勢になるわけでございます。そ

ういうふうなことで、そういう程度まで

具体化して参りましたので、この法案についての御審議をお願いした。こう

いう計画のようにしております。

一応そ

ういうことになりますと、やはり各年

度の資金が一体どういうふうに全体と

してまかなえるかどうかということを

考へなければならぬ。両方考え方合わせまして、大体の財政投融資計画と申

しますが、そういうものを今まで組んで参ります、といいますか、計画を作つております。

そういうやうなことになりますと、やはり年償還にしております。

○成瀬幡治君 これは何年償還にして

いるわけですか。これは発行手続など

はある程度話ができておると思ひます

が……。

○政府委員(西原直康君) 儿年限がどういうふうになるかどうかは、具体的には発行しますときのあれによってきまるわけでございますけれども、私どもの希望としては、大体十五年くらいといふやうなことを考へているわけでございます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起こすときには、地方自治体が連帶してこれをやると思ひますが、今度は政府だけが保証するわけですが、政府がこうやうものに対しても何か担保をとるとか、そんなこともないだらうと思いますが、ただ政府が保証する、

国会の議決を経て保証すると、これで片づくわけですか。

○政府委員(西原直康君) お話を点

で、ことしはなるほど九十億なんですか

が、三十七年度あるいは三十八年度は

どういうふうになるか。この三百六十億の中身をちょっとと……。

○政府委員(西原直康君) この大阪港及び埠港のこの事業に関する起債の計画は、三十六年度は九十億でございま

すが、三十七年、八年が大体それと同

年限がどうであるとか、そういう基

本的なことがきまつておらないと、

ちょっと保証の仕方がないじゃない

か。現実問題として、それがある程度の

う情勢になるわけでございます。そ

ういうふうなことで、そういう程度まで

具体化して参りましたので、この法案についての御審議をお願いした。こう

いう計画のようにしております。

一応そ

ういうことになりますと、やはり各年

度の資金が一体どういうふうに全体と

してまかなえるかどうかということを

考へなければならぬ。両方考え方合わせまして、大体の財政投融資計画と申

しますが、そういうものを今まで組んで参ります、といいますか、計画を作つております。

そういうやうなことになりますと、やはり年償還にしております。

○成瀬幡治君 これは何年償還にして

いるわけですか。これは発行手続など

はある程度話ができておると思ひます

が……。

○政府委員(西原直康君) 儿年限がどういうふうになるかどうかは、具体的には発行しますときのあれによってきまるわけでございますけれども、私どもの希望としては、大体十五年くらいといふやうなことを考へているわけでございます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起こすときには、地方自治体が連帶してこれをやると思ひますが、今度は政府だけが保証するわけですが、政府がこうやうものに対しても何か担保をとるとか、そんなこともないだらうと思いますが、ただ政府が保証する、

国会の議決を経て保証すると、これで片づくわけですか。

○政府委員(西原直康君) お話を点

で、ことしはなるほど九十億なんですか

が、三十七年度あるいは三十八年度は

どういうふうになるか。この三百六十億の中身をちょっとと……。
○梶原茂基 関連。政府が保証する金利がどうなるかといふこと、これはありますから、少なくともその債務の金融情勢といふことから見まし

て、具体的にそのときじゃないと判断

がはつきりいたしませんが、まあこの

市場において一体どの程度引き受け

てももらえるかどうかといふことがは

っきりいたしませんと、ただ計画だけい

たしまして、それが実行できないとい

うことになつても、まことに相済まぬ

といふやうな感覚もいたします。そ

ういうふうな点から、ある程度全体の事

業としてこうやうことをやらなければ

ならないということになりましても、そ

れぞれを各年度どういうふうに実行し

ていくかどうか、そういうふうなことにつ

いての問題かと思ひます。一応そ

ういうことになりますと、やはり各年

度の資金が一体どういうふうに全体と

してまかなえるかどうかということを

考へなければならぬ。両方考え方合わせまして、大体の財政投融資計画と申

しますが、そういうものを今まで組んで参ります、といいますか、計画を作つております。

そういうやうなことになりますと、やはり年償還にしております。

○成瀬幡治君 これは何年償還にして

いるわけですか。これは発行手続など

はある程度話ができておると思ひます

が……。

○政府委員(西原直康君) 儿年限がどういうふうになるかどうかは、具体的には発行しますときのあれによってきまるわけでございますけれども、私どもの希望としては、大体十五年くらいといふやうなことを考へているわけでございます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起こすときには、地方自治体が連帶してこれをやると思ひますが、今度は政府だけが保証するわけですが、政府がこうやうものに対しても何か担保をとるとか、そんなこともないだらうと思いますが、ただ政府が保証する

れを外債によって、国内では資本の割当がないから、外債によってこれを調達したいといったら、それを断わる理由があるでしょう。大阪だから、それは資本にとって有利だから、もうかるからということ、いわゆる採算ペースばかり考えても、住民の利益というところから考えたら、基準のつけようが簡単につかないと思うのですね。ですから、いわゆる基準として適当であるかどうかということは、大阪の港湾を開発することは、大資本にとって有利であるということなんですよ。太体太平洋沿岸ベルト地帯に重点を置くといふことは、資本の効率から考えているのですよ。資本の効率ということを考え、これを判断の基準とするかということになると、われわれとしてはそれだけではいけないのじゃないかと思うのです。やっぱり住民の利益を考えたら、資本の効率がかりに悪くとも、その点は計画の中へ入れなければいけないのでじやないか。それでなければ地域格差が縮まらない。

て、資金計画の別ワクでやるといふらうとついては、どうもそこにわれわれは割り切れない点がある。全体のワク内に入りますけれども、その点が一つ。

もう一つは、国内でなかなか資金調達ができない、計画が大きいし——と言われましたが、これにも私は問題がある。たとえば財政投融資の原資、預貯金の伸び等から考えて、あまり大きい計画について原資が足りないという問題もあると思うのです。しかし、それにしても、最近の財政のあり方にもう一つの問題があると思うのです、金融について。たとえば三十五年度の自然増収はやはり千億も引き揚げ超過過年度でも、さつき委員長等ともちよと雑談、話したのです。金融を圧迫しますし、やはり資金の蓄積を阻害していると思うのですよ。それから三十六年度でも、思ひうる長等とともにやりますね。そういうやり方にも問題があるのであって、全部なかなか貯貯の原資の伸びその他でまかなくことと、それがまた資金蓄積を阻害するところは困難であるかもしませんけれども、やはり今の財政と金融の政策のやり方いかんによつては、もつと原資はあり得るのじゃないかということを考慮する、全体の地域開発なり、それから資金計画なりが狂つてしまつて、非常に不均衡になるのじゃないかということを心配するわけなんですが、繰り返して同じような質問をしているのです。

けれども、その点をはりどりしても割り切れないのですね。

○政府委員(西原直廉君) いろいろお話を点、私どもとしても研究すべきことは非常に多く、多いと存じますが、外債の場合に政府が保証いたしますとしても、やはり引き受けける者とか相手方から見れば、どういふものが発行者であるか、発行者がやはり支払い能力があるということが、一番の問題じやうになります。元利保証が……。政府があるのだから政府にすぐかかるつてくるというわけにも、向こうとしても参りません。これは最後のため保証を要求するといふことであります。発行者が支払い能力があるというのが、やはり問題になる。そういうよな点で、その事業としては、いろいろな計画から見て、またほかの観點から見て、適当だというのもたくさんあると思いますし、またその事業を興すために非常に資金が必要となりますと、相手方のやはり判断といふものが非常に大きな力と申しますか、考慮すべき点になると思うのであります。そういうよな点で、なかなかむずかしい問題だと思います。

うのであります。が、たゞ、今度初めのことでありますし、これからあとういうふうに、こういふようなもの容易になるのかならないのか、まだ知らない段階でございます。今、地債計画の中にすぐ組んでいいかどうか、ということについては、今後の成績待つ方がいいのじゃなかろうかといふふうに思つてゐるわけであります。

○木村禪八郎君　自治省の方は、どういうふうにこれを御判断になつてますか。こういう計画のワク外に、財政計画のワク外の問題ですね。さつと成瀬委員も御質問ありましたが、次とこういう例が聞かれれば、方々で講があると思うのですね。財政計画を立てて上からいって、どうなんでしょうか。

それから、他の地域たとえばさつきの北海道みたいなおくれたところや、港湾とか何かそういうものの整備のためのそういう計画を出してきたとき、これをまたそこで外債ならないだとう、こういうわけにいきますかどうですか。

○説明員(佐々木喜久治君)　自治省もいたしましては、地方公共団体の財政需要、特に今問題になつておりますのは、公営企業並びに準公営企業関係の資金の問題でござりますけれども、財政需要があります場合には、その資金が地方団体の期待する通り充足されるということがきわめて望ましいといふふうに考えておるわけでござります。従いまして、外債によりましてその資金が調達できるというようなことになります場合には、私どもとしましては、できる限りそういう線で協力して参りま

たい、かように考えるわけでござります。
ただ、外債を募集するということになりましたが、たゞいま理財局長も申されましたように、相手方の方でその募集に応ずるかどうかといふような問題がございまして、実は戦後も相当地方団体の方でも、資金募集の困難性から、外債というよろな問題も希望はあつたわけでござりますけれども、初めて今回のよろなことができたわけでございまして、そろ簡単に参るというふうには考えてはおらないのでございますが、これが契機になつて、外債募集を希望しております団体が募集ができますようになりますことは、非常に私どもとしては喜ばしいことであるといふうに考えておるわけでござります。

ただ、そういう場合に、たとえば今お話をありました割路であるとか、そういうよろな後進性の強い地域においてはたして外債の募集が可能であるかどうかといふことになりますと、私どもとしましてもきわめて疑問に思うわけであります。たゞ、そういう場合には、私どもとしましては、外債募集によりまして地方債計画上手がすいてくる部分の資金を、できるだけそういふ地域に回して配分するといふよろな措置によりまして、その資金の面で地域的な格差が生じないよな措置をとつて参りたい、かように考えるわけであります。それで、大阪府市の整備計画にいたしましても、現在考えております部分は、おそらく昭和三十七年あるいは八年以降におきましては地方債計画上は相当手をすかすことができるのではないかといふ感じがするのであります。

あります。そういう資金はできる限りそないう方に資金の配分も行なつて資金の効率的な運用をはかつて参りたい、かように考へておる次第であります。

○木村禪八郎君 しかし、それは実際問題としてそななりますかね。大阪の場合、全部外債でやるわけじやなく

て、やはり国内の資金でもまかなうといふことになるわけですから、手がすくからずいた分を後進地域の開発の方に振り向けるといふふうには、それは

観念上はそういうふうに考へても、実際問題として、たとえば東京都で大きな計画を立て、それで一部を外債に仰ぎ、一部を国内で資金調達するといふ場合、私はそなならないのじやないかと思うのですよ。ですから、その点は、後進地域の開発等について、これは外債では発行できないでしょか

ら、もし今御説明の通りだつたら、それは非常にいいと思うのです。手がす

いたのをすいただけ後進地域の開発の方に回すといふけれども、実際にそ

れになると、かえつて逆に私は後進地域の方の資金調達を妨げるのじやないか。逆ですよ。そういう点を私は考へなきやならぬと思う。

○説明員(佐々木喜久治君) 大阪港、堺港の整備計画の千百四十億のうち

で、別途計画になつております約三百六十数億の事業費は、ほぼ大部分のものが本年から来年にかけまして完成する部分でございます。それで、こうい

う資金は現在の地方債計画上はこの計

画内の資金で調達するということにし

ておりますけれども、こういう資金が

この場合には来年以降だんだん手がす

いていくことになるわけであります。

そういうことで、私どもの地方債計画

上は、そういう部分を後進地域に回す

ということができるかと思つております。

それから、七百七十億のうちで三百六十億の資金を外債で募集をするとい

うことになつておりますが、これは外

債だけで七百七十億の事業ができると

いう内容のものでございまして、その

差額の約四百億といふものは、工場用

地の造成に伴いまして、土地の買却取

入等での財源の調達ができるもので

ございます。それで、約三百六十億の

資金があれば、七百七十億の事業がで

きる、こういう形になつておるわけで

あります。現在の大坂港及び堺港の港

湾関係の経費は、今後約五年間はこれ

でまかなかうといふことになるわけ

でございますから、本来地方債計画上當

然将来予測しなければならなかつても

のが、それだけ手がすいてくるといふ

ことになる、私どもはかのように考へ

おるわけでござります。

○木村禪八郎君 もうこれで終わりま

すが、この特例措置はですね、今度初

めなんですか。政府の財政援助の制

限に關する法律のこの特例措置は、こ

れが初めてですか。「第三条の規定にか

かわらず」というやつ、今回が初めて

ですか。

○政府委員(西原直康君) こういう政

府の特例措置は、愛知用水公団あるい

は道路公団、そないうのにございま

す。

○木村禪八郎君 さつき、予算総則に

規定しないで法律によつてこういふことをやることができます。その点につ

いて、さつき愛知公団の例があると

いふべきであります。第三条の規定です。

昭和二十一年法律第二十四号ですね、「第二条の規定にかわらず」云々と、

この例外規定でしょ。ね、これが今度初めてかといふこと。大阪、堺港に

適用するのが初めてですか。

○政府委員(西原直康君) ただいま御質問の、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の第三条は、「政

府又は地方公共団体は、会社その他の

法人の債務については、保証契約をす

ることができない」という規定でございまして、この本文の方の例外規定といたしましては、いろいろな公団の元利保証とか、この規定に今まで例外があるわけでござります。

○木村禪八郎君 地方公共団体に対し

てですね。この場合そななんですよ。

○政府委員(西原直康君) 地方公共団

体に対しましてはこれが初めてです。

○木村禪八郎君 初めてですね。いや、それだけ手がすいてくるといふ

ことになる、私どもはかのように考へ

おるわけでござります。

○木村禪八郎君 もうこれで終わりま

すが、この特例措置はですね、今度初

めなんですか。政府の財政援助の制

限に關する法律のこの特例措置は、こ

れが初めてですか。「第三条の規定にか

かわらず」というやつ、今回が初めて

ですか。

○政府委員(西原直康君) それは、先

ほどからのいろいろなお話で、具体的

な案件について個々に検討されるべき

です。

○政府委員(西原直康君) それは、先

ほどからのいろいろなお話で、具体的

な案件について個々に検討されるべき

です。

○木村禪八郎君 その前例になること

で、別途計画になつております約三百六十数億の事業費は、ほぼ大部分のものが本年から来年にかけまして完成する部分でございます。それで、こうい

う資金は現在の地方債計画上はこの計

くことは必至だと思いますよ。で

から、何か非常にあいまいな御答弁で

すから、私はどうも満足できないので

すが、まあはつきりしたお答え得られ

ないようですから、成瀬委員も御質問

しましたから、私もこの程度にとどめ

しておきます。

○委員長(大竹平八郎君) 委員長より

理財局長に、成瀬、木村両君の質問に

国連いたしまして、お尋ねいたしま

が、御両君の質問の中にもございま

ど、何と申しますか、うまくマッチし

た通り、こういふことが今後各地方に

おいて起こり得るということについ

て、いろいろ御答弁がございました

が、主として、聞いておりますと、何

か政府部内のようなこととのようにみ

聞こえるのですが、今回の私どもも聞いておりますこの問題につきま

しては、いろいろ理由があると思います

が、ことにドイツ側が最近非常に外

貨が激増しているということ、客觀的

情勢によってどうしても後進地域に

投資をしなければならぬ、そういうよ

うよううに聞いているのであります

が、ことなります。

○木村禪八郎君 もうこれで終わりま

すが、この特例措置はですね、今度初

めなんですか。政府の財政援助の制

限に關する法律のこの特例措置は、こ

れが初めてですか。「第三条の規定にか

かわらず」というやつ、今回が初めて

ですか。

○政府委員(西原直康君) それは、先

ほどからのいろいろなお話で、具体的

な案件について個々に検討されるべき

です。

○木村禪八郎君 その前例になること

で、別途計画になつております約三百六十数億の事業費は、ほぼ大部分のものが本年から来年にかけまして完成する部分でございます。それで、こうい

う資金は現在の地方債計画上はこの計

ましたして、最近非常に外貨がまつて参りました。そういうような事

情から、低開発田への援助をしなけれ

ばならない、また戦後初めてだと思

ますが、ドイツといたしましても、日

本に対しても投資をしよう、こういう

気運になります。そういう場合に、

問題は、ちょうどそういうことにな

がございましたときに、大阪府市の相

当大きな計画もあり、それがちよう

ど、何と申しますか、うまくマッチし

たようなことになつておりますが、大

阪府市以外のものでも政府保証があ

ればいいのじやなからうかといふことに

つきましては、やはりまあ結局、大阪

府市の外債でございますが、これを引

き受けるのがドイツにおけるいろいろ

保険会社あるいは年金基金、一般の大

衆とかでございまして、発行者がだれ

であるかが問題になります。もちろん、お語のよう、政府が元利保証を

している点が非常に大きなエードトを

ある点だと思いますけれども、発行者が相当ちゃんと名の通つたもの

であるというようなことが、一番最初

として問題になるのじやなからう

か。この発行が具体的にどういう成果

をあげますか、その成果いかんによつ

て、今のお語の点とかなんかも今後い

ろいろ検討されていくことになるの

「ございます。なおまた、全国的な問題につきましては、大蔵省の方から御答弁があると思います。

埋立てたものの対象になつてゐる
は日本の独占資本と言われる大きな
社だけですが、この大体埋め支
て費用ですね。総坪数はどれだけか、

立云の用地につきましては、一部すでにめぐらしく会社がきまりまして売却している分があるようでありまするが、大体聞いておりますとところでは一円八千円前後である

されません。三百六十八万三千平米、それに対しまして事業費が百三十二億でございまして、平米当たり三千円でございまます。

○説明員(藤岡大信君) お答えいたしました。埠港のこのたびの工業用水道必要量は約四十万トンとされておりました。ただいま説明のございました七

日まのし

に、所得倍増計画におきまして、今後十
か年間の工業用地の需要をいろいろな
ことで、一応全体としての計画のめど
はできております。大体一億坪ちょ
とこえる程度の用地造成が必要である
ところになつております。
（以下略）

それでそれに対する費用は一体どれくらいになつておるか、坪当たりどのくらいについておるのかという点、そからこれをこのような大きな会社にい下げる場合、大体どのくらいの費用で、坪当たりどのくらいで払い下さる

○須藤五郎君 堀などで一番問題になつたのは工業用地の問題なんですね。たくさん工場が来て、市の理事者は大へん堀が潤ら、こういうふうに言つておるようですが、堀市民はどう考えていいわけですね。どう

七十億の中に百二十億を工業用水道として計画に予定をいたしております。

重　　の　お　　の

これを地域別に具体的に下ろす段階になりますと、いろいろ問題もございまして、御承知のようだ、現在経済企画庁においてそういう地域的な配分問題において、そういうふうな段階になりますと、いろいろ問題もございまして、御承知のようだ、現在経済企画

のを一万円前後で売るといえば、これは大企業に対して府市がそれだけ費用負担するということになる。その費用負担がやっぱり府市民の方にかかるってことになると云ふことになるんじゃなかですか。

は、八幡製鉄が来るということで、今埋め立てをやっているわけですが、それができれば労働者がたくさん雇ってもらつて堺の市民が喜ぶだろう。ところが、案に相違して、八幡製鉄が

でございます。一日平均四十万トンでございます。

聽きをもつたとしておる。ただいま議題になつております大阪の埋め立ての問題につきましても、そういうものの一環として考えられておる、こういうふうに私どもは承知いたしております。

大の方からおられますので、専門家でございます。ただし、申上げますから、実は専門家でございませんので、若干その突つみ不足のあるかもしません。

大阪港の工業用地造成の事業は、ここに田ております全体計画千百四十五箇

○説明員(宮崎仁君) 若干説明不十分で申しわけございませんでした。従来作っておりました分につきまして、これを売りますときには、もちろんそれはコストで、それに適正な金利その

本社の方から労働者をつれてくるらしいのですね。そしてこのころはオーナーメーションが発達しているから、もう労働者も教多く要らない、本社からつれてくるので。そういう点において

明して下さい。

○須藤五郎君 これは通産省の資料なんですが、「大阪南港および堺港の工業用地造成について」、「一、大阪南港商港一区、二区、三区二百十三万四千坪が計画され、一区、二区はアラビア石油の立地が決定している。三区に六十八万三千平米、これに必要な事

聞聞とす。でも見まして先つておるわけでござら
まして、この事業といたしまして企業者
者が損をするということはないわけでござ
ります。今後の計画の分につきましても、
たゞいまの数字があるは若し不正確な点を申し上げたかもしつれ

も堺は何を別に濯わない、たた騒ぎをあらへるだけで、堺市民は何ら利益ないといふことも堺では言はれておるのであります。そこへもつてきて、堺で一番問題になるのは、今でも工業用水がたくさん使われるというので、水道の問題が

けた工業用水を、大体工業用水はト
当たりどのくらいの価格につくのか。
そして、それを工場に対してもどのよ
うな価格で売るのか、承りたいと思
ます。

については今後機械、造船、窯業等の企業を市では誘致したいと考えている。2、大阪府が堺二、三、四、五、六、七区四百六十一万坪の埋立計画を考
費としましては百三十二億八千七百というところでござりますから、平米当たりにいたしますと大体四千円程度ある、とういうふうに考えます。で

ませんが、計画上も大体一万円程度になつておるというふうにならうかと思ひます。今の数字申し上げましたものを割つていただきますと、大体その辺

あるわけですが、今度そういうふうにたくさん工場ができたら、ますます水難が来て、市民の飲み水に事をなくするような状態にならないだろうか、こういふことを心配して、見守りを続けておきたい。

○須藤五郎君 あなたの先ほど何か四千円と言つたでしよう、坪じやないけれども。それを坪にすれば、それに三・三かけると言つたでどうが。四千円に三・三かけたら一万三千円になるぢやないですか。

○説明員(宮崎仁君) ちょっと暗算をやりまして、間違いまして申しわけござ

ういう不安がある、そこで 埼市の水
でも、必ず工業用水を確保しますから
ということで工業誘致をやっているよ
うなわけなんですが、それには相当の
費用が要ると思うのです。

それで、ちょっと尋ねたいのですが、
費用というのは、どのくらい見ていい
らっしゃいますか。

ちふつと答弁が半分しがきれていた
と思うのですがね。この工業用水を
保するのに要する費用をトン当たりに
割つたらどのくらいにつくのか。一
トンの水を確保するのにどれだけの費
用がかかるのか、そのかかった費用を
その金のかかった水をトン当たり五五
幾らで売るということなのか。そこ
聞きたいのです。両方を。

○説明員(齋藤大信君) 地元の計画によりますれば、一トン当たり五円五十銭で売る計画になつてございまます。もちろん、これにはかかった費用全部をこれにかけるわけではございませんので、一部は国庫補助金その他を考えるより、これが、四百四十億円を

につきましては、来年度のことになり
ますので、来年度この予算要求をして
それを確保されるという計画は地元が
持つておるものでございまして、われ
われは来年の予算とのときにその点は話
し合いしたいというふうに考えており
ます。

○第五郎君　どうも、話聞いていま
すと、私が最初疑問を持っていた点が
貌然としないわけですが、どうも金を
かけて理め立てた土地を、それを原価
を割るような価格で大資本に売り払
う。それから、うんと金のかかる工業用
水もこれをトン五円五十銭という、一
般市民が使う水よりもうんと低い価格
でこれを大資本に売る。要するに、今
度のこれは、目的は大資本に対する奉
仕と、そういうふうに私たち考えられ
るわけです。

そこで、もう一つ尋ねたいのです
が、今度の西ドイツからの外債が、ま
だ金利もきまつっていないし償還年限も
きまつっていないというふうなあやふや
な条件なんですが、これが思うように
まとまらなかつた場合、政府はその責
任を持つのかどうか、その点を伺つて
おきたいと思います。

○政府委員(西園直彦君) 結局、まあ
今までのところとしては、発行の条件
等がどういうふうにきまるかというこ
とによつて、全体の資金コストとかあ
るいは用地のコストとか何かきまつて

くることになると思ひます。今のと
ろ、まあ売却価格とか何かを一応の計
算で、先ほど御説明申し上げました
うなふうに言つておりますけれども、
具体的に一体どの程度の値段で売る
ということになりますと、御指摘のよ
うに、今後の発行条件がきまります。
そういういたしますと、発行者の資金ヨ
リがはつきりいたしますから、それで
具体的な事業費とかなんとかを算出
たしまして、ここのこところとしては、
やはりできたものを売つてそれで返済
することになりますので、十分採算的
となる値段で売却価格をきめると、
いうことになる予定になつております。
○須藤五郎君 もう一点。これはまだ
話がまとまるとも、またその外債をつ
のつてそれが十分に満たされるとも、
まだきまらぬわけでしよう。きまら
なかつた場合に、政府がきまらない分
に対して責任を持つのかどうかといふ
こと。

それから、政府が保証するについて
は、何にも条件はつけないわけですか
が。もちろん、さつき担保は取らない
とおっしゃいましたが、そのほかに大
阪府市に対して政府として何か条件を
つけていらっしゃるのかどうかといふ
こと。この点を伺つて、私の質問を終
ります。

○政府委員(西原直康君) この本件の
計画としましては、外債が大体予定通
りにできるようとに私もとして努力
いたしております。まあそういうふう
な見込みが相当ついて参りましたの
で、この法案を提出した次第でござい
ます。

それから、大阪府市に對しましては、

○委員長(大竹平八郎君) 速記をやめ
て。

午後零時二十五分速記中止

○委員長(大竹平八郎君) 速記を起こ
して。

他に御発言もなければ、これにて審
議は尽きたものと認めて御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにしてお述べ
を願います。——別に御意見もなければ
ば、これにて討論は終局したものと認
めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより採決に入ります。大阪港及
び堺港並びにその臨港地域の整備のた
め発行される外貨地方債証券に関する
特別措置法案を問題に供します。本案
を原案通り可決することに賛成の方の
挙手を願います。

なお、諸般の手続等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
原案通り可決すべきものと決定いたし
ました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
と認め、さよう決定いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

昭和三十六年六月五日印刷

昭和三十六年六月六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局